

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	縄瀬 (横谷、共和、三和、藏元、塚原、小牧、轟、鶺戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月22日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【地域の状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当地区は、全域的に平坦であり、大淀川・高崎川流域を中心に水田が広がっている。また、北部、西部の一部高台に畑が点在している。</li> <li>・農地1枚あたりの面積が小さい。</li> </ul> <p><b>【人口減少・高齢化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の保全のためには新たな農地の受け手の確保が必要である。</li> <li>・農地の貸付け等の意向はかなり多いが、地区内に規模拡大意向がある農業者がほとんどいない。</li> </ul> <p><b>【農地の集積・集約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集約を進めるために、所有者不明農地の解消が必要である。</li> </ul>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米、飼料用米)を主要作物としつつ、園芸作物(甘藷、きゅうり、ピーマン、花卉)や飼料作物(トウモロコシ、牧草)等の団地化を形成する。</li> </ul>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	621.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	621.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。</li> </ul>
---

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。 ・集約のため、まずは受け手のいない農地の解消に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・担い手が営農の継続が困難になった場合は、農地中間管理機構を通じて別の担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の畦畔除去等の基盤整備に取り組む。 ・境界杭等を基盤整備前に設置し、トラブル防止に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる作業(甘藷や米)は委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--